

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ハートネットワーク
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、現在検討されている全国事業者による1方式(FTTH)のみによる整備に限定するのではなく、それぞれのエリア毎の地域特性に応じ、ケーブルテレビや無線など、多様なネットワークを柔軟に組み合わせて活用すべきと考える。</p> <p>未整備エリアにおいてケーブルテレビ事業者がネットワークを構築している場合は、当該エリアでそのネットワークを利用して提供されているサービスが超高速ブロードバンドサービスであれば、まずそのエリアは整備エリアに算入すべき。超高速ブロードバンドサービスが提供されていない場合でも、ケーブルテレビのネットワークのアップグレードにより超高速ブロードバンドサービスは実現可能となる為、新規にFTTH網を敷設することに比べて安価なケーブルテレビのネットワークのアップグレードにより、サービス提供を実現するのが合理的です。</p> <p>既存の事業者によるインフラが全く存在しないエリアにおいても、有線よりも無線によるサービス提供にメリットがある場合や、近隣にまでケーブルテレビ事業者のネットワークが整備されている場合もあり、それら特性を考慮し、多彩な選択肢の中から整備インフラを選択することができることこそ、利用者、地域のメリットと整備コストの低減を実現することができる。</p> <p>実際の基盤整備にあたっては、経済合理性を踏まえると、民間主導による整備は困難であるため、過去の実績なども鑑み、「公設民営」スキームを利用し、希望事業者による競争入札を実施することが望ましい。本方式を導入することにより、公正性の担保、導入・運用コストの低減、本当に当該地域の利益にかなうインフラの整備が実現されるものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率の向上については、低廉な料金でインフラを利用できることはもちろん重要な前提条件であるが、上述の通り、インフラ整備の事業者選定にあたって、公正かつ適正な競争原理が保たれるのであれば、自ずから利用料金は一定のレベルまで低下するところが期待できる。これはブロードバンド先進地域である近畿地方において、激烈な競争環境が生まれた結果として、利用料の低減、サービスの向上が進んだ結果、ブロードバンド加入率が向上したことからも明らか。</p> <p>一方、利用料が低廉化しても、そのインフラ上で提供されるサービス、アプリケーションに魅力が無ければ、利用率は向上しない。当社はケーブルテレビ事業者ではあるが、WiMAX 地域免許</p>

	<p>も取得し、WiMAX でもブロードバンドサービスを提供している。又、地域ワンセグの提供に向けての準備も進めており、こういった有線、無線を組み合わせたの地域向けのサービスの展開を行っている。超高速ブロードバンドサービスの未整備エリアの基盤整備にあたっては、それぞれのエリアが属する圏域文化圏を考慮し、こういった地域での取り組みを行っている事業者のサービスを積極的に活用することが、利用率向上に繋がるものと確信する。</p>
--	---